

『移転価格税制のセミナー』 を開催します

西村あさひ法律事務所
名古屋事務所
開設記念!

第12回 おかしん海外ビジネス交流会 『移転価格税制セミナー』のご案内

日時:平成24年12月14日(金) 14:30~16:30(14:00より受付開始)

会場:愛知産業労働センター(ウインクあいち) 12階

(住所:名古屋市中区区名駅4丁目4-38 TEL:052-571-6131 地図 <http://www.winc-aichi.jp/access/>)

主催:岡崎信用金庫

後援:一般社団法人 中部経済連合会、名古屋商工会議所(予定)

概要

「移転価格税制」は専門家の中でも特殊な分野として、理解することが難しい分野だと言われています。しかし、近年、中堅・中小企業にとっても移転価格税制の理解が重要になってきました。移転価格税制とは、グループ会社間の取引価格を操作することによって、ある特定の会社の得べき所得が、他国の(グループ内の)会社に移転することを防ぐために制定されたものです。数年前までは、移転価格税制で課税される例は大企業が大半でしたが、ここ最近は大企業だけでなく、中堅・中小企業も移転価格税制で課税されるケースが増えてきました。さらに、多くの中堅・中小企業が進出しているアジア各国では、現地での移転価格税制の執行が強化されており、海外での移転価格課税も頻発するようになってきました。

そこで、今回は国際税務を専門とされている西村あさひ法律事務所の弁護士伊藤剛志先生をお招きして、移転価格税制とその対策について事例をあげて分かりやすく説明していただきます。

【講師】西村あさひ法律事務所 弁護士 伊藤剛志氏

【プロフィール】

一般企業法務のみならず、銀行取引、資産運用、デリバティブ取引などの金融取引に係る法務・コンプライアンスのほか、金融取引に係る争訟、税務アドバイス、税務争訟などをご担当されています。銀行取引の分野では、いくつものMBO/LBOなどの大型の買収ファイナンス案件に助言したご経験をお持ちです。証券化された貸付債権の利払いに係る源泉徴収所得税の徴収の要否が争われた税務争訟において納税者を代理し、国税不服審判所で課税処分を全部取消を得た実績もございます。さらにクロスボーダーのレボ取引に関してされた源泉所得税の納税告知処分に関し、日本の信託銀行を代理して約80億円の還付を得た実績もございます。

【学歴】

1999年 東京大学法学部第一類卒業
2007年 ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M)

【経歴】

2000年 弁護士登録
2005年~2006年 成蹊大学法科大学院 非常勤講師(租税法担当)
2007年~2008年 ニューヨークのシンプソン・サッチャー・アンド・パートレット法律事務所
2009年~2010年 東京大学法学部 非常勤講師(民法基礎演習担当)
2010年~2012年 西村あさひ法律事務所パートナー
2010年~ 成蹊大学法科大学院 非常勤講師(租税法担当)

西村あさひ法律事務所(東京都港区)は、既存の組合組織とは別に
本年8月1日、弁護士法人西村あさひ法律事務所を設立し、名古屋に事務所を開設!

所在地:名古屋市中区区名駅1-1-4
JRセントラルタワーズ41階
電話:052-533-2590(代表)
本セミナーの伊藤先生が社員です

参加費用

無料

その他

- ◆下部の参加申込書に必要事項を記入のうえ、12月7日(金)までに弊金庫お取引店へお申込みいただくが、岡崎信用金庫 国際業務部 国際業務課 (0564) 24-9660 へ直接FAX願います(定員80名)。
- ◆会場へは公共交通機関をご利用いただけますようお願いいたします。
- ◆講演会のテーマ等は、変更となる場合があります。

(切り取り)

(切り取り)

岡崎信用金庫 国際業務部 国際業務課 宛

□名古屋商工会議所経由の場合は、チェック願います。

参加申込書

第12回 おかしん海外ビジネス交流会『移転価格税制セミナー』 FAX (0564) 24-9660

貴社名			お取引店	
ご住所			業種	
受講者①	氏名	所属・役職名	ご連絡先	
受講者②	氏名	所属・役職名	ご連絡先	

※ご記入いただいた個人情報は、当金庫の「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取扱います。詳しくは当金庫ホームページをご参照ください。
※ご記入いただいた個人情報は、当金庫の主催の他セミナーや今後の企画のために利用させていただくことがあります。